

船舶事故調査報告書

令和7年9月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年4月5日 16時30分頃
発生場所	三重県南伊勢町尼崎南岸 間鼻島灯台から真方位336° 480m付近 (概位 北緯34° 19.4' 東経136° 40.9')
事故の概要	プレジャーボート ^{アクロス} は、北北西進中、岩場に乗リ揚げた。
事故調査の経過	令和7年4月24日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ACROSS、5.0トン
船舶番号、船舶所有者等	243-41287 三重、有限会社アクロス
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船底に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、三重県志摩市大王崎沖での釣りを終え、南伊勢町船越の係留場所に向けて帰航を開始した。 船長は、GPSプロッターを作動させ、操縦席に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、本船が約15ノットの対地速力で尼崎南方沖を北北西進中、前路に他船がいなかったので安心し、いつしか居眠りした。 本船は、その後も変針予定場所を通過して北北西進を続け、船長は、衝撃を受けて目を覚まし、船体が尼崎南岸の岩場に乗リ揚げていることを確認した。 船長は、携帯電話で本船の販売店に連絡して118番通報を依頼し、来援した本船の販売店のプレジャーボートに救助された。 本船は、後日、サルベージ会社の台船により、志摩市浜島町浜島に運ばれた。 船長は、本事故前日、ふだんの釣りの前日のように8時間くらいの睡眠をとっており、本事故当時、疲労や眠気を感じていなかった。また、これまで航行中に居眠りしたことがなかったので、まさか居眠りすることはないと思い、立ち上がって体を動かすなど、居眠り防止措置を採っていなかった。 船長は、本事故当時、花粉症及び酔い止めの薬を服用しており、同薬には眠気を催すおそれのある成分が含まれていることを知っていた。

	本船の喫水は、船首約 1.0 m、船尾約 0.5 m であった。
分析	本船は、北北西進中、船長が居眠りしたことから、尼崎南方沖の変針予定場所を通過して航行を続け、尼崎南岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、眠気を催すおそれのある薬を服用していたこと及び前路に他船がいなかったので安心し、操縦席に腰を掛けた姿勢のまま操船を続けたことから、眠気を催し、居眠りした可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、北北西進中、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船していた船長が居眠りしたため、尼崎南方沖の変針予定場所を通過して航行を続け、尼崎南岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、航行中に眠気を感じた場合は、同じ姿勢で操船を続けずに時々体を動かし、ガムを噛む^かなどして、居眠り運航の防止措置を採ること。 ・ 船長は、操船に当たる際、眠気を催すおそれのある薬の服用を避けること。